

国立国会図書館が提供する図書館向けデジタル化資料送信サービス運用要項

令和元年 8 月 1 日

(趣旨)

第 1 この要項は、愛媛県立医療技術大学図書館（以下「図書館」という。）における国立国会図書館が提供する図書館向けデジタル化資料送信サービス（以下「資料送信サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第 2 資料送信サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、愛媛県立医療技術大学図書館利用規程（以下「規程」という。）第 6 条第 1 号並びに第 3 号に規定する利用者、第 2 号に規定する利用者で規程第 11 条第 5 項の許可を受けた者及び第 4 号に規定する利用者のうち規程第 11 条第 5 項の許可を受けた者（以下「学外利用者」という。）とする。

(利用の範囲)

第 3 利用者が、資料送信サービスの利用を希望する場合は、次によらなければならない。

- (1) 利用者は、「国立国会図書館が提供する図書館向けデジタル化資料送信サービス利用申込書」（別紙様式）に必要事項を記入のうえ図書借出券を添えて図書館職員に提出することにより、利用を申し込まなければならない。
- (2) 学外利用者の複写（画像の印刷）（以下単に「複写」という。）申し込み及び複写に関わる費用の徴収は、愛媛県立医療技術大学図書館資料複写要領の規定を準用する。
- (3) 複写は図書館職員が所定の端末を用いて行うものとする。

(利用上の注意)

第 4 利用者は、資料送信サービスの利用に際して、次の各号を守らなければならない。

- (1) 図書館職員の指定する端末で利用すること。
- (2) 資料送信サービス以外のコンテンツを利用しないこと。
- (3) 国立国会図書館の定める「図書館向けデジタル化資料送信サービス利用条件」を遵守すること。
- (4) その他図書館職員の指示に従うこと。

附 則

- 1 この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

(第3関係様式)

国立国会図書館が提供する図書館向けデジタル化資料送信

サービス利用申込書

(太線枠内を記入してください)

愛媛県立医療技術大学図書館長 様

	年 月 日
氏名	
図書借出券番号	

国立国会図書館図書館向けデジタル化資料送信サービスの利用を申し込みます。
利用にあたっては、利用上の注意事項を遵守します。

以下の欄は記入しないでください。

開始時間	時 分	確認者	
終了時間	時 分	確認者	
備考			